

[日本武道館]

1. 日本武道館の計画の目的及び内容
2. 環境影響評価の検討（日本武道館）

1. 日本武道館の計画の目的及び内容

1.1 目 的

日本武道館は、我が国伝統の武道を、とくに青少年の間に普及奨励してその精神を高揚し、質実剛健の気風を育成して、我が国民族の発展に寄与するとともに、広く世界の平和と福祉に貢献することを目的に 1964 年 10 月 3 日、創建された。

その契機となったのは同年の第 18 回オリンピック競技大会で柔道が正式種目に採用されたことである。以降 50 余年に亘り、武道の普及振興を目的とした各種武道大会や、書道の普及奨励事業、また、国家行事や教育・スポーツ・社会・文化・芸能・産業振興等の行事に幅広く利用されてきた。

東京 2020 大会では、オリンピック・パラリンピックの柔道の会場として、さらに、本大会で新たにオリンピック種目として採用された空手の会場として利用される計画である。現在、(公財)日本武道館により、本館の改修及び大会時の練習場の拡充を目的とした中道場棟の増築が進められており、今後、組織委員会が東京 2020 大会の仮設施設を整備する。

なお、日本武道館の本館の改修及び中道場棟の増築に係る環境影響評価は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書(日本武道館)」(平成 30 年 4 月 東京都)として実施している。そのため、本事業計画概要報告書は、組織委員会が整備する観客、アスリートやメディア関係等の仮設施設を対象とした。

1.2 日本武道館の計画の策定に至った経過

日本武道館は、立候補ファイルにおいて、オリンピック・パラリンピックの柔道会場として利用するため、既存施設を改修整備する計画とされた。

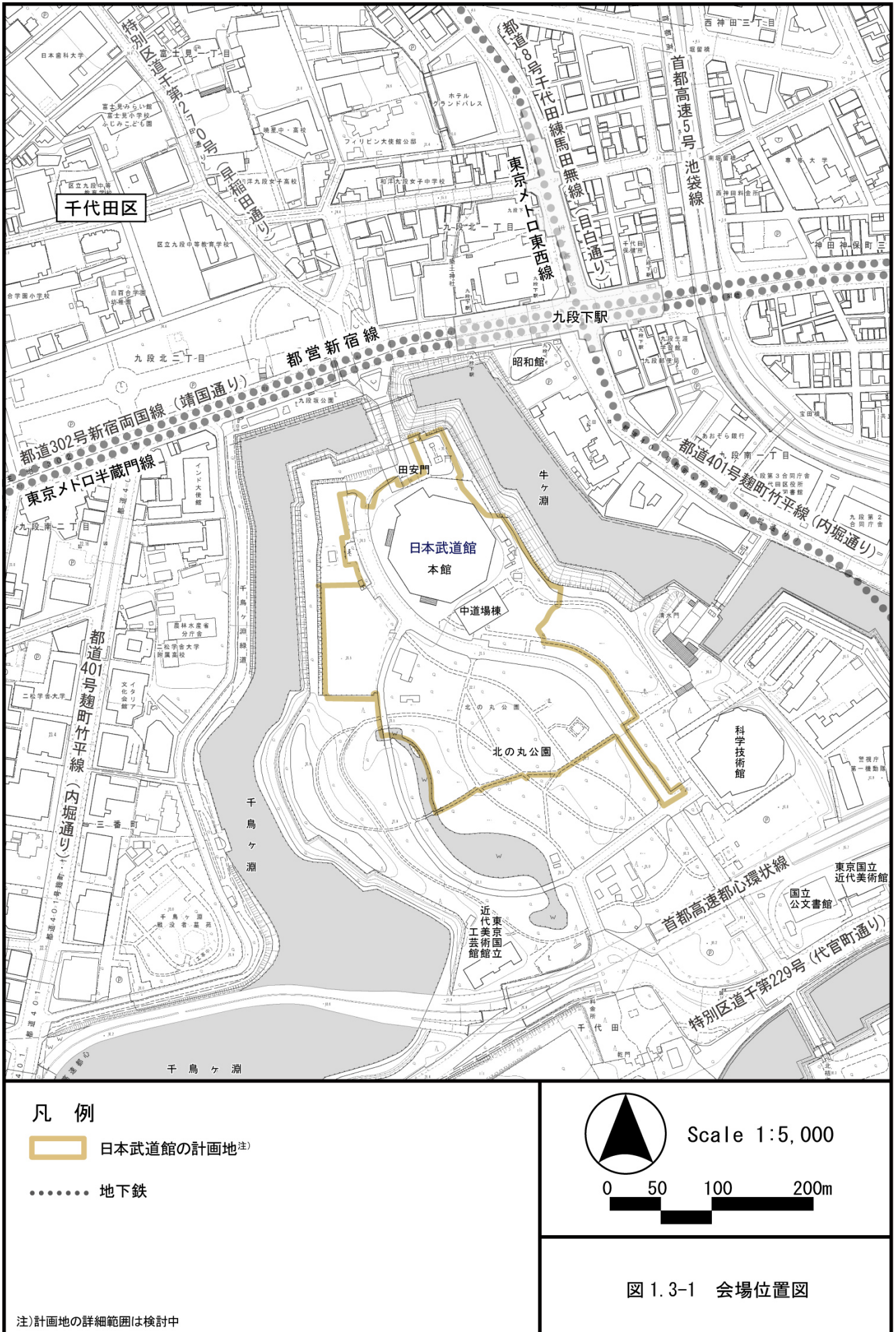
その後、2016 年 8 月の IOC 総会において、追加種目が採択され、日本武道館がオリンピックの空手の会場に決定した。

1.3 内 容

1.3.1 位 置

会場は、図 1.3-1 及び写真 1.3-1 に示すとおり、東京都千代田区北の丸公園 2 番 3 号に位置する。

1. 日本武道館の計画の目的及び内容



1. 日本武道館の計画の目的及び内容



(©NTT空間情報株式会社 (2018年4月撮影))

凡 例

日本武道館の計画地^{注)}

地下鉄



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

写真1.3-1 会場周辺の航空写真

注)計画地の詳細範囲は検討中

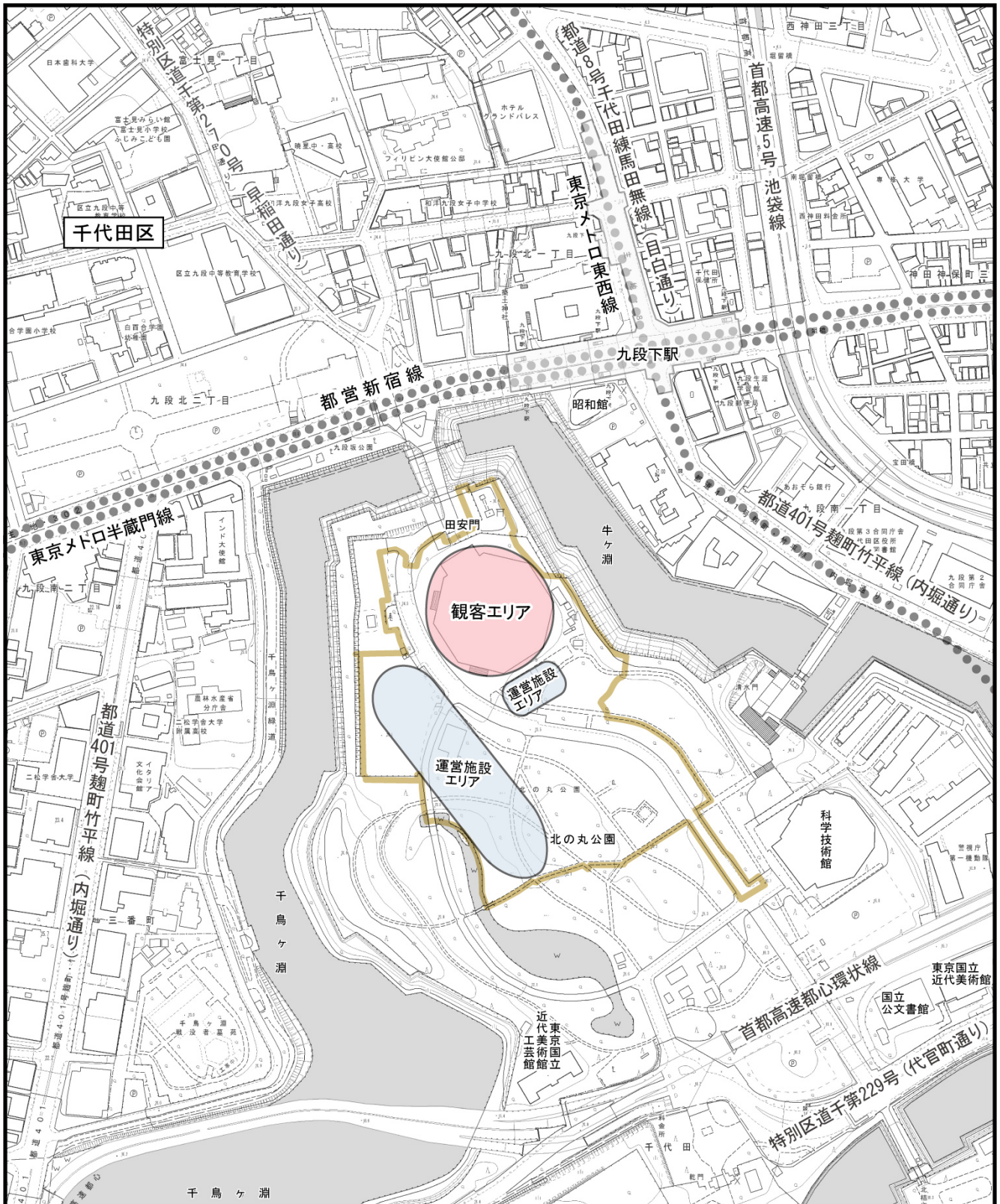
1.3.2 基本計画

(1) 配置計画

大会時の配置計画のイメージ図は、図1.3-2に示すとおりである。大会時に競技を実施するのは、既存の日本武道館の本館となり、既存施設に観客エリアを配置する。また、大会の運営施設エリアには、アスリートやメディア関係等の施設として、プレハブやテント等の仮設施設を設置する計画である。

プレハブやテント等は、樹木を避けて配置することを基本とするなど、仮設施設の設置個所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合には施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。

1. 日本武道館の計画の目的及び内容



凡 例

日本武道館の計画地^{注)}

地下鉄



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 1.3-2 配置計画

注)計画地の詳細範囲は検討中

1.3.3 施工計画

(1) 工事工程

(公財) 日本武道館が整備している本館の改修及び中道場棟の増築の工事工程は、準備工事も含めて 2018 年から 2020 年にかけて 26 か月間の工期を見込んでいる。

本事業計画概要報告書で報告する組織委員会が整備する仮設施設の設置から撤去までの工事工程は、テストイベントや大会期間も含め、2020 年内の 14 か月を見込んでいる。

(2) 施工方法の概要

1) 仮設施設設置工事

仮設施設設置工事として、ユニットハウス、プレハブ、テント、コンテナ、トイレ等の仮設施設の設置や設備工事等を行う計画である。

また、既存施設の一部の諸室の内装改修工事や仮設観客席の設置工事を行う計画である。

2) 解体工事

仮設施設を撤去し、原状回復を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。

(4) 建設機械

各工種において想定する主な建設機械は、表 1.3-1 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表1.3-1 主な建設機械

工 種	主な建設機械
仮設施設設置工事	ラフタークレーン、バックホウ
解体工事	ラフタークレーン、バックホウ

(5) 工事中の廃棄物等処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行う計画である。また、工事に伴う建設発生土は、可能な限り場内利用をし、場外へ搬出する場合には、工事間で利用調整または受入基準への適合を確認の上、建設発生土再利用センター等へ運搬して再利用を図る計画である。

なお、大会後の仮設施設の解体工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画である。

2. 環境影響評価の検討

環境影響評価は、図 2-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して検討した。

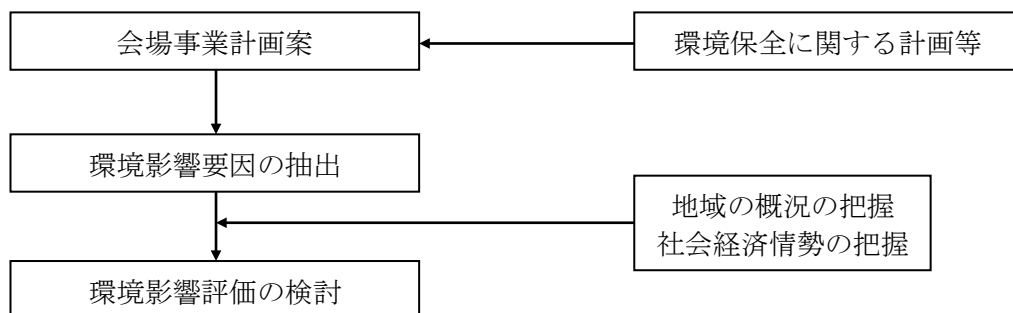


図 2-1 環境影響評価の検討手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 2-1 に示すとおり設定した。本事業計画概要報告書では、表 2-1 に示す環境影響要因のうち、開催前の仮設施設の整備及び開催後の仮設施設の解体に係る環境影響要因を対象とすることとし、大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの大会の開催中に係る環境影響評価は、全体計画及び競技のアセスメントとして環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施している。

表 2-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因	内容
開催前	恒久施設	施設の建設
		掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行
		建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
	仮設施設	建設機械の稼働
		建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現
		建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施	競技の実施に伴う影響
	大会の運営	大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設施設	解体工事
		東京 2020 大会の仮設施設の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行
		解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
	恒久施設	建設機械の稼働
		解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	設備等の持続的稼働	東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注）網掛けは、本事業計画概要報告書では対象としない環境影響要因を示す。本館の改修及び中道場棟の増築に係る環境影響評価は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（日本武道館）」（平成 30 年 4 月東京都）として実施している。そのため、本事業計画概要報告書では仮設施設の環境影響要因のみを対象とした。

工事概要・規模等を勘案し、環境影響評価項目の選定に関して検討した結果、個別施設としての環境影響評価項目について選定しなかったため、予測・評価の結果をまとめる環境影響評価書等は作成しないが、その検討結果を明らかにするため、本事業計画概要報告書としてまとめた。環境影響評価の項目選定の検討結果は、表 2-2(1)～(3)に示すとおりである。

表2-2(1) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
大気等	仮施設整備着工後の工事用車両台数が、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（新国立競技場（日本武道館）」（平成 30 年 4 月東京都）において予測した工事用車両台数の最大となる時期を下回る。また、本計画は、仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、恒久施設整備工事と比べて建設機械の稼働台数は僅かであることから、大気等への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努める計画である。
水質等	仮施設の設置工事及び解体工事に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
土壌	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、有害物質は使用しない。また、土壌の攪乱を伴うような土地造成等の改変は実施しないことから、土壌の状況に変化は生じない。
生物の生育・生息基盤	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、生物の生育・生息基盤を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木を避けて仮施設を配置することを基本としているが、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画であり、生物の生育・生息基盤の状況に大きな変化は生じない。
水循環	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、水循環に影響を及ぼすような大規模な地表面被覆の改変や地下躯体の設置は実施しないことから、水循環の状況に変化は生じない。
生物・生態系	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、動植物の生息・生育環境を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木を避けて仮施設を配置することを基本としているが、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画であり、生物・生態系の状況に大きな変化は生じない。
緑	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、緑の量や質を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、樹木を避けて仮施設を配置することを基本としているが、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画であり、緑の状況に大きな変化は生じない。
騒音・振動	仮施設整備着工後の工事用車両台数が、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（新国立競技場（日本武道館）」（平成 30 年 4 月東京都）において予測した工事用車両台数の最大となる時期を下回る。また、本計画は、仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、恒久施設整備工事と比べて建設機械の稼働台数は僅かであることから、騒音・振動の影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、騒音の低減に努める計画である。
日影	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。
景観	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれはない。

表2-2(2) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
自然との触れ合い活動の場	計画地が位置する北の丸公園は、中道場棟の増築エリアについては、既に閉鎖中である。今後の仮施設整備の実施に伴い北の丸公園内の施工範囲が拡大するが、触れ合い活動の場を締め切るのは、公園の一部に留まる。なお、大会後はできる限り速やかに公園を開放する計画である。また、計画地周辺の触れ合い活動への影響が生じないよう、工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止につとめる。また、周辺の自然との触れ合い活動の場までの歩行者の経路に影響があるような場合には、工事用車両出入口に交通整理員を配置するなど歩行者の通行への影響を最小限にとどめる計画である。
歩行者空間の快適性	本計画は、既存施設を利用するものであり、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化は生じない。
史跡・文化財	計画地内には、既知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、本計画は、既存施設の内装改修工事や仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、土地造成等の変更は実施しないことから、史跡・文化財の状況に変化は生じない。
水利用	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。
廃棄物	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わないことから、建設廃棄物等の発生量は僅かである。 これらの仮施設整備に伴い発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。仮施設の資材等はリースで調達するほか、リース以外のものについても、可能な限り再利用する計画である。 また、大会後の解体工事では、仮施設の資材等を可能な限り再利用する計画である。これらを踏まえ、大会前の仮施設整備に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後の資材等の再利用等の取組みについては、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
エコマテリアル	仮施設整備に当たっては、組織委員会による「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
温室効果ガス	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な温室効果ガス排出量に変化は生じない。
エネルギー	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的なエネルギー使用量に変化は生じない。
土地利用	本計画は、既存施設を利用するものであり、土地利用に変化は生じない。
地域分断	本計画は、既存施設を利用するものであり、新たな地域分断は生じない。
移転	本計画は、既存施設を利用するものであり、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。

表2-2(3) 環境影響評価の検討結果

項 目	検討結果
安全	仮設施設整備に当たっては、組織委員会による「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき移動の安全のためのバリアフリー化を図るため、安全性には問題がないものと考えられる。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	仮設建築物であっても、建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限り行われるものであるため、消防・防災面には問題がないものと考えられる。
交通渋滞	仮設施設整備着工後の工事用車両台数（仮設施設整備及び恒久施設整備の合計台数）が、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（新国立競技場（日本武道館）」（平成 30 年 4 月東京都）において予測した工事用車両台数を下回る。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。
公共交通へのアクセシビリティ	本計画は、既存施設を利用するものであり、公共交通機関から施設へのアクセシビリティに変化は生じない。また、工事用車両の出入口の設置などにより、公共交通機関までの歩行者の経路に影響があるような場合には、工事用車両出入口に交通整理員を配置するなど歩行者の通行への影響を最小限にとどめる計画である。
交通安全	本計画は、既存施設の内装改修工事や仮設施設の設置工事及び解体工事を行うものであり、恒久施設整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通安全への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない幹線道路等を利用するほか、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。
経済波及	東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で評価する。